

第101回定時株主総会その他の電子提供 措置事項（交付書面省略事項）

会 社 の 体 制 及 び 方 針
連 結 持 分 変 動 計 算 書
連 結 注 記 表
株 主 資 本 等 変 動 計 算 書
個 別 注 記 表

（2023年1月1日から2023年12月31日まで）

協和キリン株式会社

上記事項につきましては、法令及び当社定款第16条の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面（電子提供措置事項記載書面）への記載を省略しております。

会社の体制及び方針

(1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

その他業務の適正を確保するための体制

当社は、親会社であるキリンホールディングス株式会社の「会社法に基づく内部統制システム大綱」を踏まえ、会社法第362条第4項第6号「取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務並びに当該株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして法務省令で定める体制」として、以下を定めております。

1. 当社及び子会社（以下、当社グループ）の取締役及び使用人の職務の執行が法令等を遵守すること及び定款に適合することを確保するための体制（コンプライアンス体制）
当社グループにおけるコンプライアンスを推進するため、以下の体制を整備する。
 - ・当社グループのコンプライアンスの基本方針を定めると共に、これを実効化する組織及び規程を整備する。
 - ・コンプライアンスに関する統括組織を設置し、当社グループの役職員に対する教育・啓発活動等を通じてコンプライアンス意識の醸成を図ると共に、コンプライアンス違反発生時の対応に関する手順を明確化し、当社グループの各社に周知する。
 - ・コンプライアンス体制の構築・運用状況について、内部監査専任組織が監査を実施する。
 - ・財務報告の信頼性を確保するための内部統制報告体制を構築し、その有効かつ効率的な運用及び評価を行う。
2. 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制（情報保存管理体制）
当社の取締役の職務執行に係る情報については、社内規程に基づき適切に保存・管理を行うと共に、取締役又は監査役に対して閲覧可能な状態を維持する。
3. 当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制（リスクマネジメント体制）
当社グループのリスクを適正に管理するため、以下の体制を整備する。
 - ・当社グループにおけるリスクマネジメントの基本方針を定めると共に、これを実効化する組織及び規程を整備する。
 - ・リスクマネジメントに関する統括組織を設置し、当社グループ各組織のリスクマネジメント活動を通じて、リスクマネジメントの実効性を確保すると共に、リスクの開示及びクライシス発生時の対応に対する手順を明確化し、当社グループ各社に周知する。
 - ・リスクマネジメント体制の構築・運用状況について、内部監査専任組織が監査を実施する。

4. 当社グループの取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制（効率的職務執行体制）
当社グループの取締役の職務の執行が効率的に行われるために、以下の体制を整備する。
- ・職務分掌、職務権限及び意思決定その他の組織に関する規程・基準類を定める。
 - ・取締役会の決議により、業務執行を担当する執行役員を選任するほか、必要に応じ当社グループ各社に取締役を派遣し、適正な業務執行・意思決定の監督を行う。
 - ・経営戦略会議を設置し、意思決定を迅速化する。
 - ・グループ子会社の取締役の職務執行に関する権限及び責任については、各社が業務分掌規程、職務権限規程その他の社内規程において明文化し、それぞれ業務を効率的に遂行する。
 - ・当社グループ各社ごとに年度計画を策定し、モニタリング等を通じて定期的に業績管理を行う。
5. 当社グループの取締役の職務執行の報告に関する体制並びに当社グループ及び当社の親会社から成る企業集団におけるその他の業務の適正を確保するための体制（業務執行の報告及びその他のグループ内部統制体制）
当社グループの取締役の職務執行の報告並びに当社グループ及び当社の親会社から成る企業集団におけるその他の業務の適正を確保するために、親会社である麒麟ホールディングス株式会社のグループ運営の基本方針を踏まえ、以下の体制を整備する。
- ・グループ子会社の主管部署を設置し、子会社の自主性を尊重しつつ、事業の状況に関する定期的な報告を受けると共に、重要事項については事前協議を行うなど、必要に応じて主管部署から指導、助言を行う。
 - ・グループ子会社の業務執行に関する責任及び権限を定め、各社業務について内部監査専任組織による監査を実施する。
6. 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、当該使用人の当社の取締役からの独立性に関する事項及び当社の監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項（以下総称して、監査役関連体制）
当社の監査役の求めに応じ、必要があるときは使用人若干名に、監査役の職務の補助業務を担当させる。また、当該使用人としての独立性を確保するため、当該使用人の任命、異動及び評価等の人事に関する事項の決定は、当社の監査役の同意を必要とする。なお、当該使用人が監査役の職務の補助業務を担当するときは、業務執行に係る役職を兼務せず、当社の監査役の指揮命令のみに従う。

7. 当社グループの取締役、監査役及び使用人が当社の監査役に報告をするための体制

① 当社の取締役は監査役に対し以下の報告を行う。

- ・取締役会に付議される事項について、事前にその内容、その他監査役監査上有用と判断される事項。
- ・当社グループ各社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見した場合は、その事実。
- ・当社グループの取締役又は使用人が法令若しくは定款に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがあると考えられるときは、その旨。
- ・当社の監査役の同意を要する法定事項。
- ・当社の内部統制システムの整備状況及びその運用状況。

当社の監査役は、上記事項に限らず、その必要に応じ随時に、当社グループ各社の取締役、監査役及び使用人に対し報告を求めることができる。

② 当社グループ各社の取締役、監査役及び使用人（当該取締役、監査役及び使用人から報告を受けた者を含む）は、当社グループ各社の業務の適正を確保する上で当社の監査役に報告することが適切と判断する事項が生じた場合、直接当社の監査役に報告することができる。また、当社の監査役は内部通報制度の運用状況について、担当部署から定期的に報告を受けると共に、自らが必要と認めた場合、直ちに当該運用状況について報告をさせることができる。

8. 前号の報告をした者が当社の監査役に当該報告をしたことを理由として不利な扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、前号の報告をした者がそのことを理由として不利な取扱いを受けないことを定めた当社グループ共通の規程類を整備し、当社グループの各社に周知した上で適切に運用する。

9. 当社の監査役職務執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続き等に関する事項

当社は、当社の監査役職務執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続き等について、速やかに当該費用又は債務を処理する。

10. その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

当社の監査役は、当社の代表取締役等との意見交換会を定期的に開催する。当社の監査役は、内部監査専任組織等と連携した監査を実施することができる。また、当社は、当社の監査役の要請に基づき、当社の監査役が当社グループ各社の会議に出席する機会を確保する等、当社の監査役の監査が実効的に行われるための体制を整備する。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

1. コンプライアンス体制

当社は「協和キリングroupコンプライアンス基本方針」及び、同方針に基づいた「協和キリングroup行動規範」を制定し、国内外のグループ会社に周知、運用しております。さらに内部通報制度（コンプライアンスライン）を国内外のグループ会社で運用しております。コンプライアンス統括部署であるCSR推進部がこれらの体制整備を行うと共に、グループコンプライアンス意識調査、集合研修、e-ラーニング等の教育・啓発活動を通じて、経営トップをはじめ、グループ内におけるコンプライアンス意識の醸成を図っています。また、グループCSR委員会及び日本を含む各地域のリージョナルCSR委員会においてコンプライアンスの徹底状況を含めた報告がなされており、その内容は適時に取締役会に報告されています。

2. 情報保存管理体制

当社は、取締役会等の議事録、りん議書、会計書類その他の業務執行に関する文書について、文書規程その他関連する規程に基づき、その種類毎に適切な保存期間を設定の上、適切に管理・保存しています。これらの文書については、全ての取締役・監査役が閲覧できるようにしています。

3. リスクマネジメント体制

当社は、当社グループのリスクマネジメント強化のため、「協和キリングroupリスクマネジメント基本方針」を制定し、同方針を行動規範に反映すると共に、規程・基準類を定め、グループ各社に周知しています。また、当社はリスクマネジメントシステムにより、CSR推進部が統括して事業にかかるリスクを抽出し、経営戦略会議及びリージョナルCSR委員会では四半期毎のモニタリングを、年1回のグループCSR委員会ではリスクマネジメントの総括及び次年度の活動方針の策定を行っています。その内容は適時に取締役会に報告されています。

4. 効率的職務執行体制

当社は、社内規程により取締役会での決議事項等の意思決定のルールを明確化しており、取締役会（当期中に計15回開催）、グローバル経営戦略会議（当期中に計15回開催）、経営戦略会議（当期中に計24回開催）において、各付議事項を審議し、効率的な意思決定を行っています。また、当社は中期経営計画（2021年1月から2025年12月まで）、年度経営計画（2023年1月から12月まで）に基づき、四半期のモニタリング等を通じて組織的に業績管理を行っています。

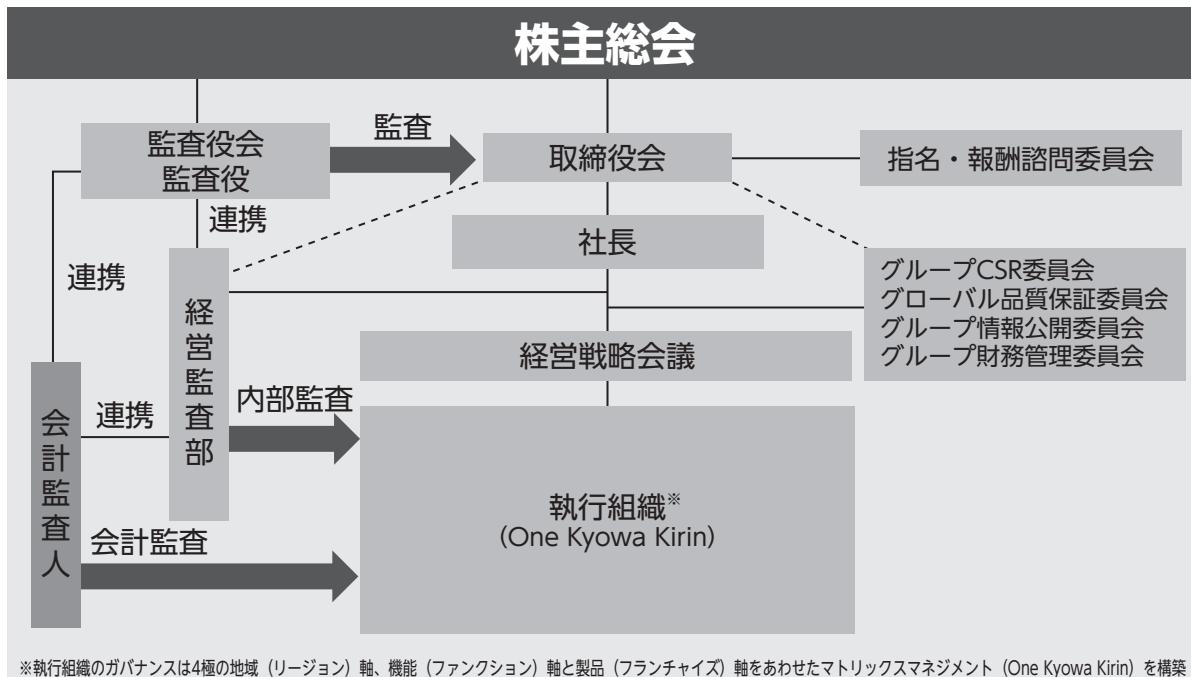
5. 業務執行の報告及びその他のグループ内部統制体制

当社は、当社グループを管理する社内規程のもと、主管部署を定めて管理を行っております。グローバルなグループガバナンスの更なる強化のため、主管部署、機能部門、内部監査部門の責務を明確化した当該規程を運用し、当社グループに関連する基本方針・規程類の整備を行っております。

6. ～10. 監査役関連体制

当社は、監査役の監査機能強化を図るために、監査役の業務を補助する専任の使用人を設置しております。また、監査役の業務を補助する専任の使用人は、業務執行から独立しており、当社の監査役の指揮命令のみに従っております。当社の監査役は、当社グループの取締役等から重要な事項や監査上有用な事項について適時・適切に報告を受けております。また、当社の監査役は必要に応じて随時に、当社グループの取締役等に報告を求めることができます。内部通報制度（コンプライアンスライン）において、当社取締役に関する通報は直接監査役へ通知される仕組みを導入しております。内部通報制度の運用状況については、CSR推進部、人事部より定期的に報告を受けています。監査役への報告（通報）をした者が当該報告をしたことを理由として不利な扱いを受けないことを定めた「グループ内部通報規程」を制定し、国内外グループ各社に周知を行っています。監査役の職務の執行について生ずる費用は会社が負担することとしており、速やかに処理を行っています。また、当社の監査役は当社の代表取締役等との意見交換会を定期的で開催すると共に、内部監査専任組織と緊密な連携を保つことにより、効率的に監査を実施しています。さらに、監査役の要請に応じて当社と当社の主要子会社の会議に出席する機会を確保する等、当社は当社の監査役が実効的に監査を行うための体制を整備しています。

コーポレートガバナンス体制図 (2023年12月31日現在)



連結持分変動計算書 (2023年1月1日から2023年12月31日まで)

(単位:百万円)

	親会社の所有者に帰属する持分					
	資本金	資本剰余金	自己株式	利益剰余金	その他の資本の構成要素	
					新株予約権	在外営業活動体の換算差額
2023年1月1日残高	26,745	464,434	△3,177	285,842	219	△12,247
当期利益				81,188		
その他の包括利益						21,070
当期包括利益合計	-	-	-	81,188	-	21,070
剰余金の配当				△29,027		
自己株式の取得			△10			
自己株式の処分		37	79			
株式に基づく報酬取引		259	174		△117	
その他の資本の構成要素から利益剰余金への振替				761		
所有者との取引額合計	-	297	243	△28,266	△117	-
2023年12月31日残高	26,745	464,731	△2,933	338,764	102	8,823

	親会社の所有者に帰属する持分					資本合計
	その他の資本の構成要素				合計	
	その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産	確定給付制度の再測定	キャッシュ・フロー・ヘッジ	合計		
2023年1月1日残高	1,010	-	-	△11,018	762,826	762,826
当期利益				-	81,188	81,188
その他の包括利益	1,157	579	△1,798	21,008	21,008	21,008
当期包括利益合計	1,157	579	△1,798	21,008	102,196	102,196
剰余金の配当				-	△29,027	△29,027
自己株式の取得				-	△10	△10
自己株式の処分				-	117	117
株式に基づく報酬取引				△117	317	317
その他の資本の構成要素から利益剰余金への振替	△182	△579		△761	-	-
所有者との取引額合計	△182	△579	-	△878	△28,604	△28,604
2023年12月31日残高	1,984	-	△1,798	9,112	836,418	836,418

連結注記表

連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記

1. 連結計算書類の作成基準

当社グループの連結計算書類は、会社計算規則第120条第1項の規定により、国際会計基準（以下「IFRS」という。）に準拠して作成しています。なお、本連結計算書類は同項後段の規定により、IFRSで求められる開示項目の一部を省略しています。

2. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数 35社

主要な連結子会社の名称

Kyowa Kirin USA Holdings, Inc.、Kyowa Kirin, Inc.、Kyowa Kirin International plc
Kyowa Kirin Asia Pacific Pte. Ltd.

連結子会社であったKKI Grunenthal UK HoldCo Ltdは、欧州エスタブリッシュト医薬品事業の合併化に伴い、同社及び新設した3社を含む他8社については各社に対する支配を喪失したため、当社の持分法適用会社となっています。

3. 持分法の適用に関する事項

持分法適用会社の数 12社

主要な持分法適用会社の名称

協和キリン富士フィルムバイオロジクス株式会社
KKI Grunenthal UK HoldCo Ltd

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 金融資産（デリバティブを除く）

(i) 当初認識及び測定

当社グループは、金融資産について、純損益又はその他の包括利益を通じて公正価値で測定される金融資産、償却原価で測定される金融資産に分類しています。この分類は、当初認識時に決定しています。

当社グループは、償却原価により測定される金融資産については取引日に当初認識しており、それ以外の金融資産については決済日に当初認識しています。

すべての金融資産は、純損益を通じて公正価値で測定される区分に分類される場合を除き、公正価値に金融資産の取得に直接起因する取引コストを加算した金額で測定しています。ただし、重大な金融要素を含まない営業債権は、取引価格で算定しています。

金融資産は、以下の要件をともに満たす場合には、償却原価で測定される金融資産に分類しています。

- ・ 契約上のキャッシュ・フローを回収するために資産を保有することを目的とする事業モデルに基づいて、資産が保有されている。
- ・ 金融資産の契約条件により、元本及び元本残高に対する利息の支払のみであるキャッシュ・フローが特定の日に生じる。

償却原価で測定される金融資産以外の金融資産は、公正価値で測定される金融資産に分類しています。

公正価値で測定される金融商品のうち資本性金融商品については、個々の資本性金融商品ごとに、純損益を通じて公正価値で測定するか、その他の包括利益を通じて公正価値で測定するかを指定し、当該指定を継続的に適用しています。

(ii) 事後測定

金融資産の当初認識後の測定は、その分類に応じて以下のとおり測定しています。

(a) 償却原価により測定される金融資産

償却原価により測定される金融資産については、実効金利法による償却原価により測定しています。

(b) 公正価値により測定される金融資産

償却原価により測定される金融資産以外の金融資産は、公正価値で測定しています。

純損益を通じて公正価値で測定される金融資産の公正価値の変動額は、純損益として認識しています。

ただし、資本性金融商品のうち、その他の包括利益を通じて公正価値で測定すると指定したものについては、公正価値の変動額はその他の包括利益として認識し、認識を中止した場合、あるいは公正価値が著しく下落した場合には利益剰余金に振替えています。なお、当該金融資産からの配当金については、明らかに投資原価の一部回収である場合を除き、金融収益の一部として純損益として認識しています。

(iii) 認識の中止

当社グループは、金融資産からのキャッシュ・フローに対する契約上の権利が消滅する、又は当社グループが金融資産から生じるキャッシュ・フローを受け取る契約上の権利を譲渡し、金融資産の所有に係るリスクと経済価値のほとんどすべてを移転する場合において、金融資産の認識を中止しています。

② 金融資産の減損

償却原価により測定される金融資産については、予想信用損失に対する貸倒引当金を認識しています。

当社グループは、期末日ごとに金融資産に係る信用リスクが当初認識時点から著しく増加しているかどうかを評価しており、当初認識時点から信用リスクが著しく増加していない場合には、12か月の予想信用損失を貸倒引当金として認識しています。一方で、当初認識時点から信用リスクが著しく増加している場合には、全期間の予想信用損失と等しい金額を貸倒引当金として認識しています。

信用リスクが著しく増加しているかどうかについては、各報告日ごとに当初認識以降の債務不履行の発生リスクの変化に基づいて判断しており、債務不履行の発生リスクに変化があるか否かの評価を行う際には、契約上の支払期日の経過情報や債務者の経営成績の悪化の情報等を考慮しています。ただし、営業債権については、信用リスクの当初認識時点からの著しい増加の有無にかかわらず、常に全期間の予想信用損失と等しい金額で貸倒引当金を認識しています。

予想信用損失は、契約に従って企業に支払われるべきすべての契約上のキャッシュ・フローと、企業が受け取ると見込んでいるすべてのキャッシュ・フローとの差額の割引現在価値に基づいて測定しています。当社グループは、金融資産の予想信用損失を、過去における債務不履行の実績率等の合理的に利用可能かつ裏付け可能な情報に基づき見積っています。

なお、予想信用損失の見積りの修正に伴う金額は純損益で計上してします。

いずれの金融資産においても、履行強制活動を行ってもなお返済期日を大幅に経過している場合、債務者が破産、会社更生、民事再生、特別清算といった法的手続きを申し立てる場合など、債務不履行と判断される場合には、信用減損金融資産として取り扱っています。なお、当社グループは、ある金融資産について契約上のキャッシュ・フローの全体又は一部分を回収するという合理的な予想を有していない場合には、金融資産の総額での帳簿価額を直接減額しています。

③ 金融負債（デリバティブを除く）

(i) 当初認識及び測定

当社グループが保有する金融負債については、償却原価で測定される金融負債に分類しています。この分類は、当初認識時に決定しています。

なお、当該金融負債は発行に直接起因する取引コストを控除した金額で当初測定しています。

(ii) 事後測定

償却原価で測定される金融負債については、実効金利法による償却原価で事後測定しています。

(iii) 認識の中止

当社グループは、金融負債が消滅したとき、すなわち、契約中に特定された債務が免責、取消し、又は失効となった時に、金融負債の認識を中止しています。

④ デリバティブ及びヘッジ会計

当社グループは、為替リスクを管理するために、先物為替予約取引及び通貨スワップ取引のデリバティブを利用しています。これらのデリバティブは、契約が締結された日の公正価値で当初認識され、当初認識後も公正価値で再測定しています。公正価値の変動は、原則として、純損益を通じて認識しています。

ただし、当社グループは、ヘッジ会計の要件を満たす一部のデリバティブについてキャッシュ・フロー・ヘッジを適用し、以下のように会計処理しています。

ヘッジ手段に係る利得又は損失のうち有効部分はその他の包括利益として認識し、非有効部分は純損益として認識しています。その他の包括利益に計上されたヘッジ手段に係る金額は、ヘッジ対象である取引が純損益に影響を与える時点で純損益に振替えています。ヘッジ対象が非金融資産又は非金融負債の認識を生じさせるものである場合には、その他の包括利益として認識されている金額は、非金融資産又は非金融負債の当初の帳簿価額の修正として処理しています。予定取引又は確定約定の発生がもはや見込まれない場合には、従来その他の包括利益を通じて資本として認識していた累積損益を純損益に振替えています。

⑤ 棚卸資産

棚卸資産は、取得原価と正味実現可能価額のいずれか低い価額で測定しています。正味実現可能価額は、通常の事業過程における見積売価から、完成までに要する見積原価及び見積販売費用を控除した額です。取得原価は、主として総平均法に基づいて算定されており、購入原価、加工費及び現在の場所・状態に至るまでに要したすべての費用を含んでいます。

(2) 重要な償却資産の減価償却又は償却の方法

① 有形固定資産

定額法

主要な資産項目ごとの見積耐用年数は、以下のとおりです。

建物及び構築物 : 15～50年

機械装置及び運搬具 : 4～15年

使用権資産 : 見積耐用年数とリース期間のいずれか短い年数

② 無形資産

定額法

主要な無形資産の見積耐用年数は、以下のとおりです。

販売権 : 5～20年

③ 非金融資産の減損

棚卸資産、繰延税金資産、売却目的で保有する資産及び退職給付に係る資産を除く当社グループの非金融資産の帳簿価額は、期末日ごとに減損の兆候の有無を判断しています。減損の兆候が存在する場合は、当該資産の回収可能価額を見積っています。のれん及び償却が開始されていない又は未だ使用可能ではない無形資産については、回収可能価額を毎年同じ時期に見積っています。

資産又は資金生成単位の回収可能価額は、使用価値と処分費用控除後の公正価値のいずれか大きい方の金額としています。使用価値の算定において、見積将来キャッシュ・フローは、貨幣の時間価値及び当該資産に固有のリスクを反映した割引前割引率を用いて、現在価値に割り引いています。減損テストにおいて個別にテストされない資産は、継続的な使用により他の資産又は資産グループのキャッシュ・インフローから、概ね独立したキャッシュ・インフローを生成する最小の資金生成単元に統合しています。

減損損失は、資産又は資金生成単位の帳簿価額が回収可能価額を超過する場合に、純損益として認識しています。資金生成単位に関連して認識した減損損失は、まずその単元に配分されたのれんの帳簿価額を減額するように配分し、次に資金生成単位内のその他の資産の帳簿価額を比例的に減額しています。

のれんに関連する減損損失は、戻入れていません。その他の資産については、過去に認識した減損損失は、毎期末日において損失の減少又は消滅を示す兆候の有無を評価しています。回収可能価額の決定に使用した見積りが変化した場合は、減損損失を戻入れています。減損損失は、減損損失を認識しなかった場合の帳簿価額から必要な減価償却費及び償却額を控除した後の帳簿価額を超えない金額を上限として、戻入れています。

(3) 重要な引当金の計上基準

引当金は、過去の事象の結果として、当社グループが、現在の法的又は推定的債務を負っており、当該債務を決済するために経済的資源の流出が生じる可能性が高く、当該債務の金額について信頼性のある見積りができる場合に認識しています。

(4) 従業員給付

① 退職後給付

当社グループは、従業員の退職給付制度として、確定給付制度と確定拠出制度を採用しています。

当社グループは、確定給付制度債務の現在価値及び関連する当期勤務費用並びに過去勤務費用を、予測単位積増方式を用いて算定しています。

割引率は、報告期間の期末日時点の優良社債の市場利回りに基づき算定しています。

確定給付制度に係る負債又は資産は、確定給付制度債務の現在価値から制度資産の公正価値を控除して算定しています。

確定給付制度の再測定額は、発生した期においてその他の包括利益として一括認識し、直ちにその他の資本の構成要素から利益剰余金に振替えています。

過去勤務費用は、発生した期の純損益として処理しています。

確定拠出型の退職給付に係る費用は、拠出した時点で費用として認識しています。

② 短期従業員給付

短期従業員給付は、従業員から関連する勤務が提供された時点で費用として認識しています。

有給休暇費用は、それらを支払う法的もしくは推定的な債務を負っており、信頼性のある見積りが可能な場合に、それらの制度に基づいて支払われると見積られる額を負債として認識しています。

(5) 収益の計上基準

顧客との契約から生じる収益

当社グループは、顧客との契約における履行義務を識別し、収益を、顧客への財又はサービスの移転と交換に企業が権利を得ると見込んでいる対価の金額で認識しています。当該金額には、消費税や付加価値税等の税務当局の代理で回収した金額は含めていません。また、顧客との契約における対価に変動対価が含まれている場合には、変動対価に関する不確実性がその後には解消される際に、認識した収益の累計額の重大な戻入れが生じない可能性が非常に高い範囲でのみ、取引価格に含めています。

(i) 製商品の販売から生じる収益

顧客に対する製商品の販売契約については、顧客へ製商品を引き渡した時点で、製商品への支配が顧客に移転し、履行義務が充足されることから、当該時点で収益を認識しています。

製商品の販売から生じる収益は、主に卸売業者、医療機関、医療保険会社、政府機関に対する割戻や値引等の項目を控除した金額で算定しています。控除調整のうち最も重要なものは、顧客に対する割戻、卸売業者に対するチャージバック、米国公的医療保険制度に係る割戻、期限切れ返品に係る引当です。これらの調整額は、契約内容や過去の実績値等を考慮して算出されますが、見積りに基づくため、実際の発生額を完全に反映していない場合があり、購入機関の種類、最終消費者及び製品の売上構成により変動する可能性があります。

顧客に返金すると見込んでいる対価は、返金負債として計上しています。当該返金負債の見積りにあたっては、契約条件や過去の実績などに基づく最頻値法を用いています。

製商品の販売契約における対価は、顧客へ製商品を引き渡した時点から主として1年以内に受領しています。なお、重大な金融要素は含んでいません。

(ii) 技術収入

当社グループは、第三者に開発品の開発、製造及び販売に係る権利の許諾等を認めたライセンス契約に基づき、技術収入として契約一時金、マイルストーン収入及びランニング・ロイヤルティ収入を得ています。ライセンス契約には、ライセンスの許諾以外に当社グループによる財又はサービスの提供がない場合と、製造技術や薬剤の提供等の開発協力、規制当局承認対応、共同販売促進等に関して当社グループによる財又はサービスの提供がある場合があります。

ライセンスの許諾以外の重要な財又はサービスの提供がない場合には、通常、契約一時金はライセンス許諾時点において履行義務の全てが充足されることから、ライセンスを付与した時点で収益を認識しており、開発活動が成功し規制当局の承認が得られたこと等で受領するマイルストーン収入は、事後に収益の重大な戻入れが生じる可能性を考慮し、規制当局への承認申請等の当事者間で合意したマイルストーンが達成される可能性が高くなった時点で収益を認識しています。

また、ライセンスの許諾を含む複数の重要な財又はサービスの提供がある場合には、単一又は複数の履行義務として識別し、当該履行義務に対して契約一時金及びマイルストーン収入からなる取引価格を配分し、契約負債として計上した上で、当該履行義務の充足に従い一定期間にわたって収益として認識しています。ライセンス契約に関連する開発協力等の履行義務は、個々のライセンス契約に応じた適切な進捗度をインプット法により測定しています。

ランニング・ロイヤルティ収入及び薬剤の売上高合計が一定額を超えたこと等で受領する販売達成マイルストーン収入は、売上高ベース又は使用量ベースのロイヤルティに該当し、契約相手先の売上等を算定基礎として測定し、実際に販売又は使用された時点か、売上高ベース又は使用量ベースのロイヤルティに配分された履行義務が充足された時点のいずれか遅い時点で収益を認識しています。

ライセンス契約における対価は、ライセンスの付与時点並びにマイルストーン達成等の契約に基づく合意時点から主として1年以内に受領しています。なお、重大な金融要素は含んでいません。

(6) 共同開発及び共同販売

当社グループは、当社グループ又は提携先企業の開発品及び製品について、提携先企業との間で共同開発及び共同販売契約を締結しています。

上記契約に基づき、当社グループが、契約の対価として契約一時金のほか、マイルストーン収入、及びランニング・ロイヤルティ収入等を提携先企業から受取る権利、又は提携先企業に支払う義務を有します。

また、共同開発活動や共同販売促進活動において、提携先企業との間で費用や利益の折半を行う場合における当社グループの提携先企業への支出、又は当社グループの提携先企業からの収入については、個々の契約内容や取引実態に即して、売上収益、売上原価、販売費及び一般管理費、又は研究開発費に計上又は戻入しています。

アトピー性皮膚炎等を対象としたKHK4083に関するAmgen社への導出契約

2021年6月1日において、当社とAmgen社は、当社が創薬したヒト型抗OX40モノクローナル抗体KHK4083の自己免疫疾患であるアトピー性皮膚炎等を対象とした共同開発・販売に関する契約を締結しました。なお、本契約は米国の独占禁止法に基づく待機期間を終了したことを受けて、2021年7月31日に発効しています。

本契約に基づき、Amgen社は本剤の開発や製造を主導し、当社が単独で販売活動を担当する日本を除き、グローバルでの販売活動を主導しています。両社は米国において本剤のコ・プロモーションを行い、当社は米国以外（日本を除く欧州及びアジア）においてコ・プロモーションを行う権利を有しています。Amgen社は、当社に400百万ドルの契約一時金、今後最大850百万ドルのマイルストーンと全世界での売上に対するロイヤルティを支払います。両社は、日本を除く全世界での開発費及び米国での販売にかかる費用を折半します。なお、日本を除く全世界の市場における本剤の売上はAmgen社に計上されます。

本契約により受領した契約一時金400百万ドルは、重要な会計方針(5)収益の計上基準に記載のとおり、契約負債に計上し、ライセンスの許諾と一体の製造技術や治験薬の提供等の開発協力及び製造販売承認取得に向けた支援等の当社グループによる重要な財又はサービスの移転が完了する米国での承認取得の見込時期までにわたり、履行義務の充足に応じて当該契約負債を取り崩し、売上収益を認識しています。なお、当連結会計年度において売上収益として認識した金額は8,073百万円となります。

また、共同開発活動及び共同販売活動の準備活動に伴い生じる費用については、その性質に応じて販売費及び一般管理費又は研究開発費に計上しています。

(7) 外貨の換算基準

① 外貨建取引

外貨建取引は、取引日の為替レート又はそれに近似するレートで機能通貨に換算しています。

期末日における外貨建貨幣性資産及び負債は、期末日の為替レートで機能通貨に換算しています。公正価値で測定される外貨建非貨幣性資産及び負債は、当該公正価値の算定日における為替レートで機能通貨に換算しています。

換算及び決済により生じる換算差額は、純損益として認識しています。ただし、その他の包括利益を通じて測定される金融資産については、その他の包括利益として認識しています。取得原価で測定する外貨建ての非貨幣性項目は、引き続き取引日の直物為替レート又はそれに近似するレートで換算しています。

② 在外営業活動体の財務諸表

在外営業活動体の資産及び負債については期末日の為替レート、収益及び費用については取引日に近似するレートを用いて日本円に換算しています。在外営業活動体の財務諸表の換算から生じる換算差額は、その他の包括利益として認識しています。在外営業活動体の換算差額は、在外営業活動体が処分された期間に純損益として認識されます。

(8) のれんに関する事項

企業結合から生じたのれんについては、取得原価から減損損失累計額を控除した価額で表示しています。のれんの償却を行わず、毎期（第4四半期中）及び減損の兆候がある場合には、その都度、減損テストを実施しています。

(9) その他連結計算書類の作成のための重要な事項

記載金額の表示

百万円未満を四捨五入して表示しています。

5. 会計上の見積りに関する注記

(1) 販売権の減損

① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

販売権 33,090百万円

② 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

当社グループは、医薬品の販売権について個別資産ごとに減損の兆候がある場合には随時、減損テストを実施しています。減損テストの回収可能価額は、主として使用価値に基づき算定しています。使用価値の測定においては、当該製品の将来の販売予測等に見積りを使用しています。これらの見積りが変化した場合には、翌連結会計年度の連結計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があります。

(2) 仕掛研究開発費の減損

① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

仕掛研究開発費 22,191百万円

② 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

仕掛研究開発費は、主に製品、開発品及び技術などの導入契約に伴い取得した無形資産のうち、研究開発等の段階にあり、未だ規制当局の販売承認が得られていないものです。

当社グループは、仕掛研究開発費について個別資産ごとに毎期（第4四半期中）及び減損の兆候がある場合には随時、減損テストを実施しています。減損テストの回収可能価額は、主として使用価値に基づき算定しています。使用価値の測定においては、当該研究開発品の開発コストの総額、開発成功率及び将来の販売予測等に見積りを使用しています。これらの見積りが変化した場合には、翌連結会計年度の連結計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があります。

会計方針の変更に関する注記

(IAS第12号「法人所得税」（2023年5月改訂）の適用)

当社グループは、当連結会計年度より「国際的な税制改革－第2の柱モデルルール」（以下「IAS第12号（改訂）」という。）を適用しています。

当社グループは、IAS第12号（改訂）に定める例外規定を適用して、第2の柱モデルルールを導入するために制定又は実質的に制定された税法から生じる法人所得税に係る繰延税金資産及び繰延税金負債の認識及び開示を行っていません。

なお、当該変更に伴い連結計算書類への重要な影響は生じない見込みです。

金融商品に関する注記

1. 資本管理

当社グループは、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を実現するため、健全性を維持しつつ成長投資機会に対して機動的に対応できる柔軟性も有した財務基盤を確保することを資本管理方針としています。

2. 財務上のリスク管理

当社グループは、事業活動を行う過程において、財務上のリスク（信用リスク、流動性リスク、為替リスク、株価の変動リスク等）に晒されており、当該財務上のリスクを軽減するために、リスク管理を行っています。

また、当社グループは、デリバティブ取引を為替変動リスクを管理する目的で利用しており、投機的な取引は行わない方針です。

(1) 信用リスク管理

事業活動から生ずる営業債権等は、顧客の信用リスクに晒されています。

信用リスクとは、顧客が契約上の債務に関して債務不履行になり、当社グループに財務上の損失を発生させるリスクです。

当社グループは、債権回収管理規程に従い、営業債権等について、各営業部門において主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに残高を管理するとともに、財務状況の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っています。

デリバティブ取引の利用にあたっては、カウンターパーティーリスクを軽減するために、原則として格付の高い金融機関に限定して取引を行っています。

連結財政状態計算書に表示されている金融資産の減損後の帳簿価額は、当社グループの金融資産の信用リスクに対するエクスポージャーの最大値です。

当社グループは、重大な金融要素を含んでいない営業債権に対し、常に全期間の予想信用損失に等しい金額で貸倒引当金を計上しています。なお、営業債権以外の償却原価により測定される金融資産については、12か月以内に生じる予想信用損失と等しい金額で貸倒引当金を測定していますが、過去の実績率や将来の経済状況等を勘案し、金額的に重要性がないと見込まれるものについては貸倒引当金を計上していません。

(2) 流動性リスク管理

流動性リスクは、当社グループが期限の到来した金融負債の返済義務を履行するにあたり、支払期日にその支払を実行できなくなるリスクです。当社グループは、適切な返済資金を準備するとともに、充分な手元流動性とコマーシャル・ペーパーの発行枠を確保し、継続的にキャッシュ・フローの計画と実績をモニタリングすることで流動性リスクを管理しています。

(3) 為替リスク管理

当社グループは、グローバルに事業を展開していることから、外貨建ての営業債権債務及び在外子会社への外貨建て貸付金等について、為替リスクに晒されています。当社グループの為替リスクは、主に米ドル、ユーロ及び英ポンドの為替変動により発生しています。

外貨建ての営業債権債務については、為替の変動リスクに対して、必要に応じて先物為替予約取引を利用し、在外子会社への外貨建ての貸付金については、先物為替予約取引及び通貨スワップ取引を利用しています。

デリバティブ取引の執行・管理については、取引権限等を定めた社内規程に従い実施しています。

(4) 株価の変動リスク管理

当社グループは、資本性金融商品（株式）から生じる株価の変動リスクに晒されています。

資本性金融商品については、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握するとともに、取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しています。

3. 金融商品の公正価値

金融商品の公正価値の算定方法は、以下のとおりです。

(営業債権及びその他の債権、現金及び現金同等物、営業債務及びその他の債務)

短期間で決済されるため、公正価値は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

(純損益を通じて公正価値で測定するその他の金融資産、その他の包括利益を通じて公正価値で測定するその他の金融資産、純損益を通じて公正価値で測定するその他の金融負債)

資本性金融商品（上場株式）の公正価値については、期末日の市場価格によって算定しています。資本性金融商品（非上場株式及び出資金）の公正価値については、直近の入手可能な情報に基づく評価技法を用いて算定しています。算定にあたっては、純資産価値等の観察可能でないインプットを利用しており、必要に応じて一定の非流動性ディスカウントを加味しています。

デリバティブは、純損益を通じて公正価値で測定する金融資産又は金融負債として、取引先金融機関から提示された価格等に基づいて算定しています。

4. 金融商品の公正価値のレベルごとの内訳等に関する事項

公正価値で測定される金融商品について、測定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じた公正価値測定額を、レベル1からレベル3まで分類しています。公正価値ヒエラルキーのレベル間の振替は、各四半期の期末日で発生したものと認識しています。

レベル1：活発な市場における同一の資産又は負債の市場価格

レベル2：レベル1以外の、観察可能な価格を直接又は間接的に使用して算出された公正価値

レベル3：観察不能なインプットを含む評価技法から算出された公正価値

(単位：百万円)

	レベル1	レベル2	レベル3	合計
資産				
純損益を通じて公正価値で測定する金融資産				
デリバティブ金融資産	－	1,623	－	1,623
その他の金融資産	－	74	－	74
その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産				
上場株式	2,547	－	－	2,547
非上場株式及び出資金	－	－	4,738	4,738
負債				
純損益を通じて公正価値で測定する金融負債				
デリバティブ金融負債	－	(842)	－	(842)
その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融負債				
デリバティブ金融負債	－	(2,592)	－	(2,592)

(注) 公正価値ヒエラルキーのレベル1、2の間の振替はありません。

収益認識に関する注記

当社グループは、顧客に対して製商品の販売及び技術の導出を行っています。

1. 収益の分解

当社グループは、売上収益を「地域統括会社別売上収益」と「財又はサービス別売上収益」に分解しています。

(1) 地域統括会社別売上収益

(単位：百万円)

日本	146,995
北米	137,841
EMEA	73,344
アジア/オセアニア	35,666
その他	48,386
合計	442,233

- (注) 1. One Kyowa Kirin 体制（日本・北米・EMEA・アジア／オセアニアの4極の地域（リージョン）軸、機能（ファンクション）軸と製品（フランチャイズ）軸を組合わせたグローバルマネジメント体制）における地域統括会社（連結）の製商品の売上収益を基礎として区分しています。
2. EMEAは、ヨーロッパ、中東及びアフリカ等です。
3. その他は、技術収入及び受託製造等です。

(2) 財又はサービス別売上収益

(単位：百万円)

製商品	400,372
主要な製品	
日本	
ネスブ	3,157
ダブルポエチン アルファ注シリンジ [KKF]	13,992
ダーブロック	9,947
レグパラ	1,664
オルケディア	10,588
ロカルトロール	2,867
オングリザ	4,316
コニール	1,500
ジーラスタ	31,915
フェントス	3,475
ポテリジオ	1,945
リツキシマブBS [KHK]	9,027
ロミプレート	11,964
アレロック	5,472
パタノール	2,008
ドボベット	7,926
ルミセフ	2,809
ノウリアスト	7,559
ハルロピ	4,469
デパケン	2,758
クリースピータ	10,492
海外	
Crysvita	141,955
Poteligeo	28,361
Nourianz	8,244
Abstral	2,972
Pecfent	2,153
Moventig	1,850
Adcal D3	1,653
Nesp	9,104
Regpara	4,013
Neulasta/Peglasta	5,670
Gran	6,939
技術収入	41,860
合計	442,233

(注) 1. 製商品の売上収益は、地域統括会社（連結）の売上収益を基礎とし、日本と海外（日本以外）に分類しています。

2. 技術収入とは、第三者に当社グループの開発品の開発、製造及び販売に係る権利の許諾、並びに技術の使用等を認めたライセンス契約に基づいて得ている契約一時金、マイルストーン収入及びランニング・ロイヤルティ収入による売上収益を指します。

2. 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

(1) 契約残高の変動

顧客との契約から生じた債権及び契約負債の内訳は、以下のとおりです。

(単位：百万円)

顧客との契約から生じた債権	
受取手形及び売掛金	111,258
契約負債	24,903

(注) 契約負債の期首残高のうち認識した収益の金額は、8,150百万円です。また、過去の期間に充足した履行義務から認識した収益の金額は、34,212百万円であり、主なものは、マイルストーン収入及びランニング・ロイヤルティ収入です。

(2) 履行義務の充足時期

技術収入に関する契約における残存履行義務に配分した取引価格の総額及び収益の認識が見込まれる期間は、以下のとおりです。なお、実務上の便法を適用しているため、当初の予想残存期間が1年以内の取引は含めていません。

(単位：百万円)

1年以内	8,174
1年超2年以内	8,172
2年超3年以内	8,172
3年超	385
合計	24,903

子会社株式の譲渡に関する注記

1. 取引の概要

2022年11月23日にGrünenthal社との提携契約を締結した欧州エスタブリッシュト医薬品事業の合併化に伴い、当社の連結子会社であるKyowa Kirin International plcは新会社KKI Grunenthal UK HoldCo Ltd（以下「新設会社」という。）及びその子会社8社（計9社を以下「新設会社グループ」という。）を設立し、保有するエスタブリッシュト医薬品のマーケティング及び販売に係る部門を新設会社グループに移管したうえで、2023年8月1日に新設会社の株式の51%をGrünenthal社に譲渡しました。この結果、当社グループの新設会社に対する所有持分は100%から49%へ減少し、同社に対する支配を喪失したことから、同社は当社グループの持分法適用会社となっています。

2. 受取対価、支配の喪失を伴う資産及び負債

(単位：百万円)

	当連結会計年度
受取対価	12,810
残存持分の公正価値	12,240
支配喪失時の資産・負債の内訳	
のれん	1,963
棚卸資産	3,691
営業債権及びその他の債権	1,568
その他の金融資産	79
その他の流動資産	195
現金及び現金同等物	5,003
非流動負債	(5)
流動負債	(2,231)
子会社株式売却益及び残存持分評価益	14,799

(注) 子会社株式売却益及び残存持分評価益14,799百万円には、新設会社に対する残存持分を支配喪失日現在の公正価値で再評価したことによる利益7,252百万円が含まれています。

3. 子会社株式の譲渡に伴う現金及び現金同等物の変動

(単位：百万円)

	当連結会計年度
現金による受取対価	12,810
支配喪失時に保有していた現金及び現金同等物	(5,003)
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の売却による収入	7,780

1 株当たり情報に関する注記

1. 基本的1株当たり親会社所有者帰属持分	1,555.81円
2. 基本的1株当たり当期利益	151.03円

重要な後発事象に関する注記

(株式取得による会社の買収／Orchard Therapeutics plc社の株式取得（子会社化）について)

当社は、2023年10月5日開催の取締役会において、英国のバイオ医薬品企業Orchard Therapeutics plc（以下「Orchard社」という。）の発行済株式の100%を取得することを決議し、英国2006年会社法に基づくスキーム・オブ・アレンジメント手続きによるOrchard社の全発行済株式の買収は2024年1月24日に完了しました。この買収により、Orchard社は当社の完全子会社となりました。

1. 株式取得の目的及び理由

本件株式取得は、2030年に向けたビジョンの実現に向けたマテリアリティ（重要経営課題）として選定している「革新的な医薬品の創出」のための重要なステップとなります。Orchard社が開発した遺伝子治療のアプローチは、患者さん自身の造血幹細胞の遺伝子を改変し投与することの特徴としており、一度の投与で遺伝性疾患の根本的な原因を治す可能性があります。Orchard社は、造血幹細胞遺伝子治療（hematopoietic stem cell gene therapy、以下「HSC-GT」という。）のリーディング・プロバイダーとして、すでに欧州でライソゾーム病の適応を有するHSC-GTの製品を上市、また米国でも承認審査中であり、本領域において着実に実績を積んでいる会社です。当社は、自社のバイオ医薬品に対する強みとOrchard社が持つ細胞遺伝子治療研究に関する強みを掛け合わせることで、将来のアンメットメディカルニーズを満たす医薬品の開発及びLife-changingな価値の創出を目指します。

2. 株式取得した会社の名称、事業内容、規模

① 名称	Orchard Therapeutics plc
② 所在地	245 Hammersmith Road, 3rd Floor London W6 8PW United Kingdom
③ 代表者の役職・氏名	Chief Executive Officer Bobby Gaspar
④ 事業内容	造血幹細胞遺伝子治療（HSC-GT）の開発・商業化
⑤ 資本金	29,463千米ドル(2023年9月30日現在)
⑥ 設立年	2015年

3. 株式取得の時期

2024年1月24日

4. 取得した株式の数、取得価額

① 異動前の所有株式数	0株 (議決権の数：0個) (議決権所有割合：0%)
② 取得株式数	22,817,354株 (議決権の数：18,246,822個)
③ 取得価額	1 ADS当たり16.00米ドル、約387.6百万米ドル (約574億円)
④ 異動後の所有株式数	22,817,354株 (議決権所有割合：100%)

(注) 1. 1米ドル=148円で計算しています。

2. 取得株式数は普通株式を全てADSに変換した前提です。取得価額は全発行済普通株式、ADS、オプション、Restricted Stock Unit等その他証券に関する支払いを行うために要する金額です。また、FDAによるOTL-200の米国販売承認が得られた場合には、株主は追加で1 ADS当たり1.00米ドルを受領する権利を持ちます。条件が達成された場合には追加で1.00米ドルを支払い、取得価額は1 ADS当たり17.00米ドル、約477.8百万米ドル (約707億円) となります。

(自己株式の取得及び消却)

当社は、2024年2月7日開催の取締役会において、会社法第165条3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき自己株式を取得すること及びその具体的な方法、並びに会社法第178条の規定に基づき自己株式を消却することについて、以下のとおり決議しました。

1. 自己株式の取得及び消却を行う理由

資本効率の向上及び株主還元の拡充のため自己株式の取得を行うとともに、将来の株式の希薄化懸念を払拭するため自己株式の消却を行うものです。

2. 取得に係る事項の内容

① 取得対象株式の種類	当社普通株式
② 取得し得る株式の総数	17,000,000株 (上限) (発行済株式総数 (自己株式を除く) に対する上限割合3.2%)
③ 株式の取得価額の総額	40,000百万円 (上限)
④ 取得期間	2024年2月13日から2024年10月31日 (予定)
⑤ 取得方法	東京証券取引所における取引一任契約に基づく市場買付

3. 消却に係る事項の内容

① 消却する株式の種類	当社普通株式
② 消却する株式の総数	2. に基づき取得する自己株式の全株式数
③ 消却予定日	2024年11月14日

その他の注記

その他の費用に関する注記

主なものは、Reata Pharmaceuticals Holdings社から導入した低分子化合物バルドキシロンメチル (開発番号：RTA 402) の開発中止の決定に伴う無形資産 (仕掛研究開発費) の減損損失8,275百万円です。

株主資本等変動計算書 (2023年1月1日から2023年12月31日まで)

(単位:百万円)

	株主資本						評価・換算差額等			新株 予約権	純資産 合計	
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		自己 株式	株主 資本 合計	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益			評価・換算 差額等合計
		資本 準備金	その他 資本剰余金	利益 準備金	その他 利益剰余金 (注)							
当期首残高	26,745	103,807	463	6,686	466,703	△3,158	601,247	452	-	452	219	601,918
事業年度中の変動額												
積立金等の取崩					-		-					-
剰余金の配当					△29,027		△29,027					△29,027
当期純利益					50,370		50,370					50,370
自己株式の取得						△10	△10					△10
自己株式の処分			150			168	318					318
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)								1,055	△1,798	△744	△117	△860
事業年度中の変動額合計	-	-	150	-	21,343	158	21,651	1,055	△1,798	△744	△117	20,791
当期末残高	26,745	103,807	613	6,686	488,046	△3,000	622,897	1,507	△1,798	△291	102	622,709

(注) その他利益剰余金の内訳

	固定資産 圧縮積立金	別途 積立金	繰越利益 剰余金	合計
当期首残高	1,137	297,424	168,142	466,703
事業年度中の変動額				
積立金等の取崩	△64		64	-
剰余金の配当			△29,027	△29,027
当期純利益			50,370	50,370
自己株式の取得				
自己株式の処分				
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)				
事業年度中の変動額合計	△64	-	21,407	21,343
当期末残高	1,073	297,424	189,549	488,046

個別注記表

重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的の債券 : 償却原価法 (定額法)

子会社株式及び関連会社株式 : 移動平均法による原価法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの : 時価法 (評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

市場価格のない株式等 : 移動平均法による原価法

(2) デリバティブの評価基準及び評価方法

時価法

(3) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

主として総平均法による原価法 (貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産 : 定額法

(リース資産を除く)

(2) 無形固定資産 : 定額法

(リース資産を除く)

(3) リース資産 : リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

売上債権等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しています。

(2) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しています。

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数 (主として5年) による定額法により費用処理しています。

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数 (主として10年) による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌事業年度から費用処理することとしています。

(3) 製品回収関連損失引当金

回収を決定した製品の返品などに関して発生する支出に備えるため、合理的に見積ることができる金額を計上しています。

(4) 補償損失引当金

補償請求に関して発生する支出に備えるため、合理的な見積りに基づく引当金を計上しています。なお、補償額の確定金額は、引当計上した金額と異なる可能性があります。

(5) 契約損失引当金

共同研究開発契約や製造受委託契約等の履行に伴い発生する損失に備えるため、合理的な見積りに基づく引当金を計上しています。

4. 収益及び費用の計上基準

(顧客との契約から生じる収益)

当社は、顧客との契約における履行義務を識別し、収益を、顧客への財又はサービスの移転と交換に企業が権利を得ると見込んでいる対価の金額で認識しています。当該金額には、消費税や付加価値税等の税務当局の代理で回収した金額は含めていません。また、顧客との契約における対価に変動対価が含まれている場合には、変動対価に関する不確実性がその後には解消される際に、認識した収益の累計額の重大な戻入れが生じない可能性が非常に高い範囲でのみ、取引価格に含めています。

(1) 製商品の販売から生じる収益

顧客に対する製商品の販売契約については、顧客へ製商品を引き渡した時点で、製商品への支配が顧客に移転し、履行義務が充足されることから、当該時点で収益を認識しています。

製商品の販売から生じる収益は、販売契約における対価から販売数量又は販売金額に基づくリベートや値引きなどを控除した金額で算定しており、顧客に返金すると見込んでいる対価は、返金負債として計上しています。当該返金負債の見積りにあたっては、契約条件や過去の実績などに基づく最頻値法を用いています。

製商品の販売契約における対価は、顧客へ製商品を引き渡した時点から主として1年以内に受領しています。なお、重大な金融要素は含んでいません。

(2) 技術収入

当社は、第三者に開発品の開発、製造及び販売に係る権利の許諾等を認めたライセンス契約に基づき、技術収入として契約一時金、マイルストーン収入及びランニング・ロイヤルティ収入を得ています。ライセンス契約には、ライセンスの許諾以外に当社による財又はサービスの提供がない場合と、製造技術や薬剤の提供等の開発協力、規制当局承認対応、共同販売促進等に関して当社による財又はサービスの提供がある場合があります。

ライセンスの許諾以外の重要な財又はサービスの提供がない場合には、通常、契約一時金はライセンス許諾時点において履行義務の全てが充足されることから、ライセンスを付与した時点で収益を認識しており、開発活動が成功し規制当局の承認が得られたこと等で受領するマイルストーン収入は、事後に収益の重大な戻入れが生じる可能性を考慮し、規制当局への承認申請等の当事者間で合意したマイルストーンが達成される可能性が高くなった時点で収益を認識しています。

また、ライセンスの許諾を含む複数の重要な財又はサービスの提供がある場合には、単一又は複数の履行義務として識別し、当該履行義務に対して契約一時金及びマイルストーン収入からなる取引価格を配分し、契約負債として計上した上で、当該履行義務の充足に従い一定期間にわたって収益として認識しています。ライセンス契約に関連する開発協力等の履行義務は、個々のライセンス契約に応じた適切な進捗度をインプット法により測定しています。

ランニング・ロイヤルティ収入及び製剤の売上高合計が一定額を超えたこと等で受領する販売達成マイルストーン収入は、売上高ベース又は使用量ベースのロイヤルティに該当し、契約相手先の売上等を算定基礎として測定し、実際に販売又は使用された時点か、売上高ベース又は使用量ベースのロイヤルティに配分された履行義務が充足された時点のいずれか遅い時点で収益を認識しています。

ライセンス契約における対価は、ライセンスの付与時点並びにマイルストーン達成等の契約に基づく合意時点から主として1年以内に受領しています。なお、重大な金融要素は含んでいません。

5. ヘッジ会計の方法

(1) ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しています。

(2) ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段：為替予約

ヘッジ対象：外貨建予定取引

(3) ヘッジ方針

為替リスクを管理するために、先物為替予約取引及び通貨スワップ取引のデリバティブを利用しています。

なお、投機目的によるデリバティブは保有していません。

(4) ヘッジの有効性

ヘッジの有効性については、ヘッジ手段とヘッジ対象が対応していることを確認することにより有効であることを評価しています。

6. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の未処理額の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっています。

会計上の見積りに関する注記

販売権の減損

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

販売権 12,626百万円

(2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

連結注記表「会計上の見積りに関する注記」に同一の内容を記載しているため、省略しています。

貸借対照表に関する注記

1. 担保に供している資産及び担保に係る債務
担保に供している資産
 その他（流動資産）（注） 300百万円
（注） 関税法・消費税法に基づく納付延長制度を利用する際の担保として供託している現金です。
2. 有形固定資産の減価償却累計額 131,824百万円
3. 保証債務等
保証債務
 関連会社の借入金に対する債務保証 2,022百万円
4. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務(区分表示したものを除く)
 短期金銭債権 41,418百万円
 長期金銭債権 18百万円
 短期金銭債務 22,297百万円
5. 国庫補助金等により有形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額
 建物 125百万円
 機械及び運搬具 967百万円
 構築物 19百万円
 工具、器具及び備品 12百万円

損益計算書に関する注記

1. 関係会社との取引高
営業取引による取引高
 売上高 87,092百万円
 仕入高 20,761百万円
 その他 25,264百万円
営業取引以外の取引による取引高 25,667百万円
2. 移転価格税制調整金
移転価格に関する事前確認申請にかかる相互協議の合意に基づき、当社が海外連結子会社へ支払った過年度取引に関する調整金を当事業年度において「移転価格税制調整金」5,159百万円、特別損失に計上しています。なお、当該「移転価格税制調整金」は連結決算において消去されるため、連結損益計算書に与える影響はありません。
3. 契約損失及び契約損失引当金繰入
共同研究開発契約等の履行に伴い発生した「契約損失」を当事業年度において2,577百万円、共同研究開発契約の履行に伴い発生する損失に備えるため、合理的な見積りに基づく「契約損失引当金繰入額」を当事業年度において617百万円、それぞれ特別損失に計上しています。

株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数

普通株式 2,390,712株

税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

税務上の前払費用	9,549百万円
契約負債	7,416百万円
減価償却資産償却超過額	5,218百万円
退職給付信託	4,757百万円
その他	13,965百万円

繰延税金資産小計 40,905百万円

評価性引当額 Δ 2,454百万円

繰延税金資産合計 38,451百万円

繰延税金負債

前払年金費用	Δ 3,016百万円
その他有価証券評価差額金	Δ 665百万円
固定資産圧縮積立金	Δ 483百万円
その他	Δ 702百万円

繰延税金負債合計 Δ 4,866百万円

繰延税金資産の純額 33,585百万円

関連当事者との取引に関する注記

1. 親会社及び法人主要株主等

(単位 百万円)

属性	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
親会社	キリンホールディングス(株)	被所有 直接53.8%	資金の貸付 役員の兼任	資金の貸付(注)	329,760	関係会社 短期貸付金	380,030

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 資金の貸付について、取引金額は期中の平均残高を記載しています。また、親会社との資金貸付の取引については、当社独自の運用方針に従い、貸付金の利率は、貸出期間に応じた市場金利を勘案の上、合理的な判断に基づき決定しています。

2. 子会社及び関連会社等

(単位 百万円)

属性	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	Kyowa Kirin Asia Pacific Pte. Ltd.	所有 直接100.0%	役員の兼任・派遣	配当金の受取	7,900	-	-
子会社	Kyowa Kirin, Inc.	所有 間接100.0%	営業上の取引 資金の貸付	製品の販売(注) 2 資金の貸付(注) 1	57,352 23,955	売掛金 関係会社 短期貸付金	28,522 -
子会社	Kyowa Kirin International plc	所有 直接100.0%	資金の預り 役員の兼任・派遣	資金の預り(注) 1	111,685	関係会社 預り金	134,966
子会社	Kyowa Kirin Services Ltd	所有 間接100.0%	営業上の取引	ロイヤルティの支払 (注) 2	8,126	未払特許料	11,817
関連会社	協和キリン富士フィルムバイオロジクス(株)	所有 直接50.0%	資金の貸付 役員の派遣	社債の償還(注) 1	5,000	関係会社社債	23,500

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 1. 資金の貸付及び預りについては、取引金額は期中の平均残高を、社債の償還に係わる取引金額については期中の償還金額を記載しています。

また、貸付金、預り金及び社債の利率については、市場金利を勘案して合理的に決定しています。

(注) 2. 製品の販売及びロイヤルティの支払については、市場価格等を勘案し決定しています。

なお、ロイヤルティの支払の「取引金額」及び未払特許料の「期末残高」には、当社独自の見積りを含んでいます。

3. 役員及び個人主要株主等

(単位 百万円)

属性	氏名	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
役員	宮本 昌志	被所有 直接0.0%	当社取締役	金銭報酬債権の現物 出資に伴う自己株式 の処分 (注) 1	29	-	-
	大澤 豊	被所有 直接0.0%	当社取締役	金銭報酬債権の現物 出資に伴う自己株式 の処分 (注) 1	18	-	-
	山下 武美	被所有 直接0.0%	当社取締役	金銭報酬債権の現物 出資に伴う自己株式 の処分 (注) 1	11	-	-
	三箇山 俊文 (注) 2	被所有 直接0.0%	当社取締役	金銭報酬債権の現物 出資に伴う自己株式 の処分 (注) 1	4	-	-
ストック・オプション の行使に伴う自己 株式の処分 (注) 3				20	-	-	

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 1. 譲渡制限付株式報酬に伴う金銭報酬債権の現物出資によるものです。

自己株式の処分価額は、本処分に係る取締役会決議の日の直前営業日の東京証券取引所における、当社普通株式の終値に基づいて決定しています。

(注) 2. 2023年3月24日付で三箇山俊文は当社取締役を退任しました。なお、取引金額については関連当事者であった期間の取引金額を記載しています。

(注) 3. 自己株式の処分価額は、第94回定時株主総会の決議で定められたストック・オプション（新株予約権）の権利行使価格に基づいて決定しています。

1株当たり情報に関する注記

1. 1株当たり純資産額	1,158.10円
2. 1株当たり当期純利益	93.70円

重要な後発事象に関する注記

(株式取得による会社の買収)

連結注記表「重要な後発事象に関する注記（株式取得による会社等の買収／Orchard Therapeutics plc社の株式取得（子会社化）について）」をご参照ください。

(自己株式の取得及び消却)

連結注記表「重要な後発事象に関する注記（自己株式の取得及び消却）」をご参照ください。